

令和元年度第1回岩手県子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年7月19日(金)14:00～

場所：岩手県産業会館大会議室

1 開会

○大内少子化・子育て支援担当課長

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、子ども子育て支援課 少子化・子育て支援担当課長の大内と申します。

本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今から「令和元年度 第1回岩手県子ども・子育て会議」を開会いたします。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数25名のうち19名であり、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の会議では、次第のとおり「いわて子どもプラン」の進捗状況等について事務局から説明し、皆様から御意見をいただく予定としております。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承ください。

開会に当たり、保健福祉部長の野原 勝よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○野原保健福祉部長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、「岩手県子ども・子育て会議」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の子ども・子育て支援の推進について、格別のご理解、ご支援を賜りまして重ねて感謝申し上げます。

さて、国におけます最近の子供子育て施策の動向でございますが、ご覧のとおり「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「希望出生率1.8」の実現に向けた取組として、保育人材確保のための総合的な対策や、若者や、子育て世帯への支援などに取組むこととしており、また、新しい経済政策パッケージにおいても、一億総活躍社会をつくりあげる鍵となる「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消等に取り組むこととしています。

こうした中、本県では、「いわての子どもを健やかに育む条例」や、同条例の基本計画である「いわて子どもプラン」に基づき、子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全育成など、子ども・子育て支援施策の着実な実施に努めてきたところです。

また、今年度からスタートいたしました、新しい県の総合計画であります「いわて県民計画(2019～2028)」においても、「家族・子育て」の政策分野を大項目に掲げまして、子ども・子育て支援を、重点的・優先的に取り組むべき課題の一つと位置付け、県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、様々な取組を進めることとしております。

本日の会議では、「いわて子どもプラン」の進捗状況の他、このプランについては、今年度が最終年度となっておりますことから、来年度からの新しい「いわて子どもプラン」や、子ども関連施策に関する各種の個別計画の策定方針等につきまして、ご協議いただきたいと思いますと考えております。

また、今年度は、それぞれの計画についてご議論をいただくため、当会議を年4回開催する予定としておりますほか、個別計画の検討のため、部会も開催する予定としております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではありますが、より良い、より実効性の高い計画を策定して参りたいと考えておりますので、何卒ご協力を賜りたいと存じます。

委員の皆様には、それぞれの分野、お立場から忌憚のないご御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大内少子化・子育て支援担当課長

続きまして、本日のご出席者ですが、お手元の出席者名簿に記載しておりますので、大変恐縮ではございますが、全員のご紹介につきましては省略させていただきます。

今年度、新たにご就任された委員の方をご紹介します。

紫波町立古館保育所父母の会会長の菊池伸哉様でございます。

岩手県私立幼稚園・認定子ども園PTA連合会会長の池内史子様でございます。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会会長の稲田泰文様でございます。

岩手県国公立幼稚園・こども園協議会協議会委員の阿部幸子様でございます。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会副会長の中川 誠悦様でございます。

岩手県中学校長会常任理事の村上淳哉様でございます。

また、本日はご欠席でございますが、一般社団法人岩手県PTA連合会副会長の浦田学様にも委員にご就任いただいておりますのでご紹介いたします。

- 3 議題
- (1) 「いわて子どもプラン」の進捗状況について
 - (2) 次期「いわて子どもプラン」の策定について
 - (3) 次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について
 - (4) 次期「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定について
 - (5) 次期「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について
 - (6) 「子どもの貧困対策推進計画部会」及び「ひとり親家庭等自立促進計画部会」の設置について
 - (7) 部会の委員の指名について

○大内少子化・子育て支援担当課長

続きまして、3の議題に入らせていただきます。

岩手県子ども・子育て会議条例の第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。

○遠山会長

会長を仰せつかっております遠山でございます。

暫時会議の進行を務めさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして順次進めて参りますが、大きな3番議題とありますところの(1)番「いわて子どもプラン」の進捗状況について、事務局からの説明をお願いします。

○菅原主査

子ども子育て支援課で、少子化対策担当をしております菅原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。私からは、「いわて子どもプラン」の進捗状況につきまして、資料1-1と1-2によりご説明いたします。

はじめに、今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、資料の中身に入る前に、「いわて子どもプラン」について簡単にご説明いたします。

「次世代育成支援対策推進法」という法律、略して次世代法の中で、都道府県は、急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑みまして、5年を一期として、「地域における子育て支援」、「子どもの健全育成に資する教育環境の整備」など、次世代の育成支援に関する対策を内容とする、行動計画を策定できると規定しております。

この法律の規定を受けまして、岩手県では、平成13年に県の行動計画として、「いわて子どもプラン」を策定し、5年ごとに改定を行っておりまして、現在のプランは平成27年4月から、来年3月までの期間となっております。

また、平成27年4月には、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備や、一人一人の子どもを健やかに育むことができる社会の実現を目的に「いわての子どもを健やかに育む条例」を施行しており、この条例における基本計画としても「いわて子どもプラン」を位置付けております。

それでは、資料1-1をご覧ください。

「いわての子どもを健やかに育む条例」では、毎年度、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を公表することとしております。

また、この条例に基づく基本計画である「いわて子どもプラン」の進捗状況につきまして、主な指標項目により毎年度評価しております。

資料1-1は、「いわて子どもプラン」の主な指標28項目を一覧にしたものであります。これらの指標は、本県の総合計画であります「いわて県民計画」の第3期アクションプランで掲げている指標の中から、子ども・子育て関連の施策に関する指標について、同じ項目を、いわて子どもプランの指標としても設定しているものです。28指標の内訳ですが、保健福祉部が関連する指標が14、他の部局等が関連する指標が14となっております。

そして、これらの指標の進捗状況の評価に関してであります。 「いわて県民計画」では、毎年度、政策評価を行っておりまして、この政策評価と連動する形で「いわて子どもプラン」の主な指標についても評価を行っております。

例年であれば、指標の達成度につきまして、その年度の目標値に対し、実績値の進捗状況に応じて判定することとしておりまして、例えば進捗状況が目標値に対して100%以上であれば「A」判定、60%未満であれば「D」判定といったように、「A」判定から「D」判定までで評価することとしております。

ただし、平成30年度の実施状況に関する政策評価につきましては、現在、作業の最中でありまして、今回は平成30年度の実績数値のみをお示しするものでございます。こちらは、評価の作業が完了した段階で、次回以降の当会議で改めてお示しさせていただきます。

なお、平成30年度は、いわて県民計画の第3期アクションプランの計画最終年度となっております。平成27年度から30年度までの期間内で、取組の結果が最終的にどうであったか、計画目標値に対して評価していくこととしております。

例といたしまして、資料の1-1に記載してあります指標の1「保育を必要とする子どもに係る利用定員」についてご説明いたしますと、計画開始の時点で、現状値と記載している部分でございますが、平成26年度の定員数が26,425人でありましたが、必要な保育の量を確保するためには、定員数を拡充する必要があるということで、この数値を、平成30年度には計画目標値、31,404人まで増加させるという目標を立てて、保育所の施設整備や保育士の養成、確保などの各種施策に取り組んで参りました。

その結果として、年度別に掲げた目標値に対しての各年度の実績値のほか、平成30年度の実績値は、31,302人となったところであります。そして、この実績を踏まえ、取組の内容、方向性などが適切であったのか、仮に実績が思わしくなかった場合、今後はこれまでと同様の取組でよいのか、あるいは異なる対策を講じる必要があるのかなど、こういった観点で、現在、評価を行っているところであります。

ちなみに、県の総合計画につきましては、今年度からの新たな計画として「いわて県民計画(2019-2028)」を策定し、指標の見直しを行った上で施策に取り組んでいるところでございまして、いわて子どもプランの指標についても新たに設定する必要がありますので、こちらも次回以降の当会議においてご協議をさせていただきたいと考えております。

また、資料 1-2 でございますが、こちらの資料は、それぞれ「いわて子どもプラン」に定める項目毎に、平成 30 年度の取組状況を取りまとめたものでございますが、会議時間の都合もございますので、個別の説明は割愛させていただきます。恐れ入りますが、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

長くなってしまいましたが、以上で説明を終わります。

○遠山会長

議題の 1 番につきましてご説明いただきました。

委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

1-1 の資料は評価がついたらまたお示しいただけるということで、その時またご意見いただければと思います。

本日はここまでご意見ございませんでしょうか。

それでは、次第の次にまいります。

(2) 番の次期「いわて子どもプラン」の策定について、事務局から説明をお願いします。

○菅原主査

資料 2-1 をご覧ください。

現行のいわて子どもプランについてでございますが、計画期間が平成 27 年度から今年度までの 5 年間となっております、今年度中に次期プランを策定する必要がございます。

策定の根拠ですが、先ほどの議題 1 の冒頭でもご説明しましたが、「いわての子どもを健やかに育む条例」に規定する基本計画であり、また、次世代法において策定することができる、岩手県の行動計画でございます。

策定方針でございますが、「いわての子どもを健やかに育む条例」の「子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。」という基本理念を踏まえまして、「若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する」、「子育て家庭を支援する」、「子どもの健全育成を支援する」の 3 つを施策の基本方向としております。

なお、枠で囲んでいる箇所が現行のプランの構成でございます。

次に、3 ページをお開き願います。次期プランの策定方針等の案でございますが、策定根拠につきましては、現行のプランと同様でございます。

計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間でございます。

そして、策定方針・構成でございますが、プランの根拠となる条例及び法の内容が前回のプラン策定時と変更がないことから、現行のプランの策定方針・構成を引継ぎながら、「いわて県民計画 (2019～2028)」やいわて県民計画の第 1 期アクションプランの内

容、その他、国の施策の動向等を反映した見直しを行うよう考えております。

現行のプランからの主な見直しの内容案でございますが、現プランの内容に加えまして、“いきいき岩手”結婚サポートセンター「iサポ」の運営等による結婚支援の充実、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置促進など妊産婦支援の充実、子ども食堂の取組等による子どもの居場所づくりの推進等の内容の拡充について検討して参ります。

策定の日程は、今回の会議を皮きりに来年3月の公表まで表のとおり予定してございます。

次に、資料が飛びますが、資料2-5をご覧ください。

こちらは本県の、子ども・子育て支援施策に関するマスタープランであります、「いわて子どもプラン」とこの後にご協議いただきます、部門別の計画についての関係性と、各計画の策定に際し、ご検討をいただく岩手県子ども・子育て会議との関係性についてお示しした図でございます。

いわて子どもプランが、網羅的な内容となることに対しまして、プランで取り組む施策の中でも、より専門的な内容について、それぞれ部門別計画を策定するものでございます。

また、いわて子どもプランについての検討は、子ども・子育て会議の親会議で行うのに対しまして、部門別計画はそれぞれ部会において検討を行っていただき、親会議に対して検討状況の報告を行っていただくものでございます。

なお、図の一番下でございますが、里親や児童養護施設などの社会的養育のあり方などについて定める「岩手県社会的養育推進計画」につきましては、岩手県社会的養育推進検討会を昨年度来、立ち上げまして、各児童養護施設、乳児院、里親会、児童相談所等に参画いただき検討を行っているところでありまして、計画の内容等につきましては当会議で随時ご報告を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

○遠山会長

ありがとうございました。

議題の2番のことについてご説明いただきましたが、委員の皆様からご意見ありませんでしょうか。

○佐藤伸一委員

連合岩手の佐藤でございます。いつも大変お世話になっております。

今ご説明いただきました点、これから色々部会も作って計画づくりの方に入られるということのようでございますけれども、わたくしの方から何点か細かいことで恐縮ですが、ご質問等させていただいて、ぜひ新しいプランの方にもご配慮いただければありが

たいなということでご質問させていただきたいとおもいますので、よろしく願いいたします。

先の国会で、児童虐待防止を強化するための児童福祉法の一部改正が行われました。名前のおり児童虐待防止対策を強化するということが成立をされたわけでありませけれども、色々これから対応しなければならぬ点が多かろうと思ひますが、児童虐待の防止対策、あるいは児童虐待対応を、県あるいは市町村で今後どのようなことを進めなければならぬか、その課題について県はどのようなご見解をお持ちなのか教えていただければ、とりわけ児相の体制若しくは市町村の体制についてどのような課題があるのか、ご見解をお持ちなのか教えていただければ大変ありがたいと思ひます。

皆様ご承知のとおり、児童虐待対応にあたる児童相談所の児童福祉司をはじめとする職員が疲弊しているというのは全国どこに行っても言われていることで、岩手県に限ったことではないのですけれども、そいつ大きな課題がございます。児童相談所に配置された、県職員で人事異動でたまたま児童相談所に配置されたという方、あるいは希望していくという方は中々現在少ないですが、たまたま縁があつて児相に行く方もあると思ひますが、そいつ方がいつ時に潰されないようにするために、潰れないようにするために、色々ご対応されているとは思ひますが、所内連携は当然ですが、関係機関との連携、市町村とか学校とか医療機関とか児童養護施設だとか、様々なところとの連携をやつていかないと児童相談所だけでは解決できませんよというふうに言われていますけれど、現実には県内の児相も連日新規対応がいつぱいあるがために、その連携が十分にとれないということでの悩みが大変大きいというふうに聞いております。

また、児相に配置される職員のメンタル不調というのも、岩手県ではそんなに多くないと思ひますが、他県ではよくあるというふうにお聞きしております。そいつ方について子ども子育て支援課だけでは本当に大変なことだと思ひますので、県全体の課題として、この児童虐待対応について取組をお願いしたいということで、このプランについてもそいつご配慮をいただきたい点でございます。

それと今ほど、社会的養育については部会でご検討とのご説明をいただきましたが、併せて申し上げさせていだいてよろしいでしょうか。

児童養護施設にしろ乳児にしろ、定員を減らすというのが国の方針であつて、県もその報告で進めておられるかと思ひます。一方児童虐待で保護しなければならぬ児童が増えているということからすれば、福祉で足りなくなると、定員いつぱいということで、どうしても入れれない状況、常にではないかもしれませんが、県内でもそいつ状況となっています。よつて、里親委託を推進していかなければならないよということになっていて、これも何年か前から国の方では里親委託推進ということをやつてきていますが、しかし、残念ながら、子どもの一生に係わることなので、里親さんに行くということは、どういふ人にどう頼むんだつていうことは、非常に慎重にマッチングをしたり調整をしたりしなきゃいけないし、その里親になっていただける方についても研修をきちんとし

なくてはならないこともあるんですが、残念ながら、本県では里親専任の担当職員というのが配置されておらず、兼務でやっているような状況。それによって、専任の人が中々いないという中で、他の県にくらべると調整だとかマッチングだとか、それを福祉司が児童虐待のケースを持ちながらやらなければならないことからすれば、色々と支障があるのではないかなと思っております。里親会の皆さんも一生懸命だし、それから各施設にいる里親支援専門員さんが配置をされていますが、その方も大変ご苦労されて活動してらっしゃる、そして児相の里親担当の方も苦労しておられる。そういうような現状を踏まえて、今後の社会的養育あるいは里親委託推進に取り組んでいただくことが必要であるとかんがえておりますけれど、これについても何か県のお考えについてお示しいただければありがたいかなと思います。

○遠山会長

ありがとうございました。

内容に当たることでございますけれども、先ほどの計画の手続き的な説明とはちょっと違いますけれども、事務局からご説明ありますか。

○高橋子ども家庭担当課長

子ども子育て支援課子ども家庭担当課長の高橋と申します。よろしくお願いたします。

今のご質問、3点のご質問だったかと思ます。

1つ目は、法改正に伴いました児童虐待に向けて、県・市町村の課題にはどのようなことがあるかという点。2つ目としましては、児童相談所が非常に大変な状況にありますので、関係機関との連携が重要であると、本庁としての取組、県全体の課題として取組むというお話だったと思ます。3つ目は里親の推進の関係ということだったかと思ます。

まず、1つ目の児童虐待対策を進める上での、県・市町村の課題についてということですが、本年6月に行われました児童福祉法等の一部改正におきましては、児童虐待防止対策の強化に向けまして様々な改正が行われておりますけれども、その中の大きな柱の1つといたしまして、市町村及び児童相談所の体制強化ということが掲げられてございます。その中で、児童相談所の介入機能と支援機能の分離でありますとか、弁護士配置でありますとか、児童福祉司、心理士、スーパーバイザー等の資格や配置基準など、多岐にわたる改正が行われたところでございます。市町村と児童相談所の体制強化に向けまして、取組まなければならない課題は山積しているものと思っておりますけれども、市町村、児童相談所で共通して最優先で取組むべき課題というのは、やはり児童虐待に対応するための高い専門性を有する職員の確保あるいは育成であると考えております。児童相談所の児童福祉司につきましては、平成27年度から今年の4月ま

での間に 15 名増員しておりますし、今後も増員していく計画としておりますが、急ピッチで増員を行いましたので、やはり経験年数の短い職員が増えているという状況でございます。こうした若い職員を市町村の担当職員も含めまして、着実に育成していくことが大切であるというふうに認識をしております。これまでも研修ですとか、あるいは職場での OJT 等を通じまして、人材育成には取り組んできたところがございますけれども、児童相談所の職員につきましては、今後も研修機会の拡充でありますとか、あるいは先ほどポッと異動してきてというお話もありましたが、業務を通じて計画的に人材育成が図られるようなジョブローテーションというようなことも総務部等とも連携して検討していきたいと考えております。こういった形で専門人材の育成ということに取り組んでいきたいと考えているところでございます。また、市町村に対しましても、現在も児童福祉司任用前講習会ですとか、要保護児童対策地域協議会の担当者研修ですとか、様々研修等を行いまして、人材育成の支援を行っている所でありまして、今後に向けましても、市町村の対応力強化に向けた支援に努めていきたいと考えております。

それから、2つ目の関係機関等との連携についてでございますけれども、これまでも県の方では、岩手県要保護児童対策地域協議会を毎年度開催してございまして、医師会、歯科医師会、小中学校の校長会、PTA 連合会さん等々の様々な関係団体あるいは県警ですとか、教育委員会ですとか、関係する行政機関も参加して連携強化に取り組んできたところでございます。また、特に警察とはこれまでも連絡会議ですとか、合同訓練等を行ってきておりますが、昨年度は、児童相談所と警察の相互連携に係る協定書というものを締結いたしまして、情報共有の基準を明確にするなどしまして、更なる連携強化を図ったところでございます。児童相談所の方におきましても、各市町村では要保護児童対策地域協議会というものを関係団体等に参加してもらって開催しておりますので、そちらの方に児童相談所も参画しまして、現場レベルでの連携に努めて貰っている所ですけれども、本庁サイドにおきましても、佐藤委員も仰いましたとおり、県全体の課題として捉えて、部局横断的な取組ですとか、あるいは関係団体等への働きかけなどに努めていきたいと考えてございます。

最後に里親関係の推進についてでございますけれども、現在、確かに児童福祉司で専任の職員というのは配置できておらないんですけれども、福祉総合相談センターに非常勤で里親委託推進員という職を 1 名配置いたしまして、里親に関する広報啓発ですとか、意向調査あるいは里親委託の推進に向けた取組等を行っていただいておりますけれども、盛岡の総合センターだけでございまして、一関と宮古の児相には配置がありませんで、1 名のみということもありまして非常に多忙な状況にあるものと思っております。昨年度 12 月に国から示されました児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランというふうに呼ばれておりますが、こちらのプランの中では各児童相談所に里親養育支援児童福祉司というものを配置するようにと明記されたところでございますの

で、本県といたしましても早期に配置できるように取組んでいきたいと考えてございます。また、先ほど議題の2のところでも少しご説明いたしましたが、社会的養育推進計画というものを今年度策定することとしておりまして、県内の各児童養護施設、乳児院、里親会、児童相談所で構成する検討会を立ち上げて、昨年度からご意見をいただきながら作業を進めてきている所でございます。その計画の中には、里親等への委託の推進に向けた取組みということも盛り込むこととされておりますので、引き続き検討会ですとかその他の機会を捉えまして丁寧にご意見をいただきながら、計画策定を進めていきたいと考えてございます。

○遠山会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、次ですが、3番から5番は部門別計画のそれぞれについてご説明いただくわけですが、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」、「いわての子どもの貧困対策推進計画」、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」、この3つにつきまして一連のもので、まとめて扱いたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局から説明お願いいたします。

○中村主査

子ども子育て支援課の中村と申します。

次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定についてご説明いたします。資料2-2をご覧ください。

まず、子ども・子育て支援事業支援計画は、どんな計画かを申し上げますと、子ども・子育て支援法において、都道府県が定めることとされている計画であり、内容としては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めるものとされているものでございます。

先ほどの「いわて子どもプラン」が県の子育てのマスタープランの位置づけとなりますが、その中で、支援事業計画では、主に「保育サービス」の部分を担当するものとなります。

資料の「1 現行の岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の内容」であります。 「(1) 計画期間」につきましては、平成27年度から平成31年度、今年度までの5年間として策定されており、今年度が最終年度となっております。

「(2) 策定根拠等」であります。現行の計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項で規定されております。「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として策定されているものであり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定めております。

「(3) 策定方針」につきましては、3つの方針について策定しておりますが、まず1つ目が法で規定されている都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で策定すべきとされている事項について策定すること、2つ目が国が都道府県計画の作成等に関して定める「基本指針」に即して策定すること、3つ目としまして社会福祉法に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法の規定により都道府県が定める教育振興基本計画、その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする、以上の方針を踏まえて策定がなされております。

これに基づき策定された計画の「構成」を次に記載しております。

「子ども・子育て支援事業支援計画」は、大きく10の項目により構成されております。先ほどの策定方針でご説明いたしました、法で規定されている、支援計画に策定すべきとされている内容等が、この中に盛り込まれているところであります。

資料には、項目だけ記載させていただいておりますが、現行計画の内容については、別冊でお配りをしておりますので、そちらもご参照いただければ幸いです。

続きまして、「2 次期計画の策定方針等案」についてご説明します。

まず、「(1) 策定根拠等」であります。法第62条第1項に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として策定することで、現行計画から変更はありません。

次に「(2) 計画期間」であります。来年度、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画として策定をいたします。

次に「(3) 策定方針・構成」であります。計画の根拠となります。子ども・子育て支援法の内容が、前回策定時と変更がないことから、基本的には、現行の計画の策定方針・構成を引継ぎながら策定することとしたいと考えております。

現行の方針・構成を引継ぎながら、新たに、いわて県民計画(2019～2028)や第1期アクションプランの内容、国の施策の動向、国の基本指針、市町村子ども・子育て支援事業計画、その他関連する計画の内容等を反映した見直しを行うこととしたいと考えております。

この中で、主な見直しの内容として想定しているものを、(案)として記載しております。

一つ目は、計画の主となります。教育・保育の量の見込や確保の内容について、市町村が今年度策定する計画も踏まえて、見直しを行うものがまず第1の大きな見直し内容となります。

続いては、国の施策の動向を踏まえたものとなります。二つ目は、幼保連携型認定こども園で配置する「保育教諭」については、幼稚園教諭と保育士資格の両方の資格が必要ですが、片方の免許、資格でも、保育教諭とみなすという経過措置が、今年度までであったところ、さらに5年間延長されることとなり、それに対応して、資格取得の促進を図っていくという部分が、想定しております見直しの二点目となります。

さらに三点目としましては、放課後児童クラブの関係ですが、クラブの従事者の資格や人数について、これまでは「従うべき基準」とされ、国の定める基準を守り、市町村が条例で基準を定めるものとされていたところ、これが、今年法律改正が行われ、来年度からは、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されることとなりました。これにより、市町村は、国の基準を参考にして、それぞれ市町村が基準を定めることが可能となりましたが、この改訂に対応しながら、引き続き、クラブの資質向上の取組が必要であり、そういった内容を盛り込むことを想定しているところです。

次に「(4) 策定日程」です。

本日の「子ども・子育て会議」を経て、以降におきましては、「支援計画部会」が当会議にございますので、部会を開催してご意見をいただきまして、計画をまとめていきたいと考えております。

パブリックコメントや地域説明会を実施し、来年1月に最終案のとりまとめ、3月に公表というスケジュールで進めたいと考えております。

資料の3ページには、根拠となる法令について、また資料の4ページには、国の基本指針の改正方針案を掲載しております。

国の基本指針については、資料には6月を目途に改正を行う旨、記載されておりますが、現時点でまだ改正が行われておりません。今後の国の基本指針の改正も踏まえながら、計画にも反映してまいりたいと考えております。

○高橋子ども家庭担当課長

引き続きまして、子ども子育て支援課子ども家庭担当課長の高橋と申します。

私からは、議題の4次期「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定についてと、議題の5次期「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定についてご説明申し上げます。

まず、次期いわての子どもの貧困対策推進計画の策定についてでございます。資料2-3を御覧願います。

まず、現行の計画の内容についてでございますが、計画期間は平成28年度から今年度までの4年間となっております。

策定根拠につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定によりまして、都道府県は、政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされているものでございます。

策定方針につきましては、まず、基本方針といたしまして、「子どもは、一人一人がかげがえのない存在であり、未来への希望であるとの考えのもと、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指す」ということを掲げております。

施策の基本方向としましては、重点施策としてローマ数字のⅠからⅤまで記載しておりますが、ⅠからⅣまでは国の大綱に基づいて記載しているもので、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援としております。

さらに本県独自の内容としまして、東日本大震災津波からの復興が本県の重要な課題でありますことから、「重点施策Ⅴ 被災児童等に対する支援」を加えているものでございます。

現行計画の構成につきましては、一番下の大きな枠で囲んだ部分に記載しているとおりでございます。

次に 次期計画の策定方針等の案につきまして、2ページを御覧願います。

策定根拠につきましては、現行計画と同様でございます。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

(3)の策定方針・構成につきましては、まず、①の基本方針につきまして、基本的には、現計画の基本方針を引き継ぐこととしたいと考えておりますが、法律の一部改正によりまして、子どもの貧困対策が、子どもの将来だけでなく、現在にも向けた対策であることが明記されましたので、下線部分を加えまして、「子どもの「現在及び」将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指します。」としております。

次に、施策の基本方向についてでございます。

こちら基本的には、現計画の施策の基本方向を引き継ぎたいと考えておりますが、法改正によりまして、国の大綱に定める具体的施策の趣旨をより明確にするという趣旨から、下線を引いている部分が改正後の法律に加えられておりますので、計画の基本方向につきましても、重点施策Ⅱを現計画では単に「生活の支援」としておりましたが、次期計画では、より具体的に「生活の安定に資するための支援」とすることと、重点施策Ⅲを現計画では、「保護者に対する就労の支援」としておりましたが、次期計画では、就労した後も支援対象になるということを明確にするという趣旨から、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」としたいと考えております。

また、「主な見直しの内容の案」といたしまして、ポツの2つ目にありますとおり、昨年度実施しました「岩手県子どもの生活実態調査」の結果を現在とりまとめておりまして、来週、検討委員会を立ち上げる予定としておりますが、その調査結果を踏まえまして、ニーズに即した施策の拡充を図っていきたいと考えております。

そして、ポツの3つ目といたしまして、子どもの貧困対策推進計画の中でも、ひとり親家庭に対する支援が特に重要な取組の一つとなりますことから、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」も今年度見直しを行うこととしておりますので、それぞれの計画がバラバラな取組をするのではなく、より効果的な取組となるように、一体的な施策の推進ということを検討していきたいと考えております。

策定日程につきましては、このあと、議題の6で御了承をいただければ、計画策定に

向けた部会を設置いたしまして、御議論をいただきながら、3月の公表に向けて進めて参りたいと考えております。

下の部分は根拠法令と次のページにつきましては、先般行われました子どもの貧困の法律についての一部改正の概要となります。こちらは後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、議題の5 次期「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について御説明申し上げます。

資料2-4を御覧願います。

まず、現行の岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の内容についてでございます。

計画期間につきましては、平成27年度から今年度までの5年間となっております。

策定根拠につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項の規定に基づきまして、国が策定する基本方針に即して、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定しているものがございます。

策定方針につきましては、上の方の枠囲みに記載しておりますとおり、「ひとり親家庭等における「子どもの健やかな成長の支援」と「自立を支援するきめ細かな福祉サービス等の展開」を基本理念とし、今後、さらに効果的な支援策を総合的に推進することにより、将来にわたってひとり親家庭等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。」としております。

現行の計画の全体構成につきましては、下の方の枠囲みの中に記載しているとおりでございますが、第4の施策の具体的推進を御覧願います。ここに書いてあります6つの項目を特にこの計画の重点施策というふうに位置付けて取組をしてきておりまして、まず1つ目が相談機能の充実、2つ目が就業支援対策の充実、3つ目が子育て・生活環境の整備、4つ目が養育費確保の促進、5つ目が経済的支援の充実、6つ目が被災遺児の家庭の支援の充実、この6つを重点施策と位置づけているものでございます。

次に、次期計画の策定方針等の案につきまして、2ページを御覧願います。

策定根拠につきましては、現計画と同様でございます。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

策定方針・構成につきましては、基本的には、現行計画の方針を引き継ぎたいと考えておりますが、これまでの国や県の施策を踏まえまして、3につきまして、現計画の「子育て・生活環境」に「子どもへの支援」ということを加えたいと考えております。具体的には、「主な見直しの内容案」のところの1つ目のところをご覧いただきたいと思いますが、現計画では子育て生活環境ということで、保育所や放課後児童クラブ等への優先入所といった取組ですとか、子育て相談の充実、公営住宅への優先入居といったような、子育て環境、生活環境についての支援が中心でしたが、昨今特に注目されておりますが、子どもの居場所づくり、子ども食堂のような取組でありますとか、そういったところで行われる学習支援ですとか、そういった取組も重要であると考えておりますので、

そういった内容「子どもへの支援」の取組を追加したいと考えているものでございます。

また、ポツの2つ目と3つ目につきましては、先ほどご説明いたしました貧困対策の計画と同じ内容になりますけれども、昨年度実施しました子どもの生活実態調査の結果を踏まえてニーズに即した施策の拡充を検討していきたいということと、ポツの3つ目といたしまして、「いわての子どもの貧困対策推進計画」の取組と連携した一体的な施策を検討していきたいと考えているものでございます。

策定日程につきましても、「子どもの貧困対策推進計画」と同様のスケジュールを進めて参りたいと考えております。

○遠山会長

3つの計画策定につきまして一括してご説明いただきましたけれども、委員の皆様方いかがでしょうか。どの計画でも構いませんのでどうぞご意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご質問、ご意見大丈夫でしょうか。

それでは、次第を先に進めさせていただきます。

次は次第の3の6番「子どもの貧困対策推進計画部会」及び「ひとり親家庭等自立促進計画部会」の設置について、事務局から説明をお願いします。

○高橋子ども家庭担当課長

それでは、議題の6 「子どもの貧困対策推進計画部会」及び「ひとり親家庭等自立促進計画部会」の設置について 御説明申し上げます。

議題の2のところでも、少しだけ触れておりましたが、「子どもの貧困対策推進計画」と「ひとり親家庭等自立促進計画」につきまして、これらの計画がマスタープランである「いわて子どもプラン」の部門別計画として位置付けられていることなどを鑑みまして、今回からからは、子ども・子育て会議に部会を設けさせていただいて、部会の中で、計画の検討を行っていききたいと考えているものでございます。

それでは、資料3を御覧願います。

まず、設置根拠につきましては、岩手県子ども・子育て会議条例第5条第1項、「子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。」とする規定に基づきまして、部会を設置しようとするものでございます。

また、同条第2項におきましては、「部会は、会長が指名する委員をもって組織する」と規定されているものでございます。

2の「部会の設置」を御覧願います。

(1)子どもの貧困対策推進計画部会(案)と、(2)ひとり親家庭等自立促進計画部会(案)の2つの部会を設置することとしたいものでございます。

アの所掌事項につきましては、それぞれの計画の策定に関することとしておりまして、それぞれの計画策定に向けて、御意見を頂戴したいものでございます。

イの委員につきましては、2つの部会とも同じ人数としたいと考えておりました、岩手県子ども・子育て会議委員の方の中から7人程度、それから、条例第6条に、「必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる」と規定されておりますので、この規定に基づきまして、学識経験者等3人程度を加えさせていただきたいと考えております。

ウの開催予定回数は、3回程度を予定しております。

なお、この2つの計画は、先ほど、議題の4と5の御説明の際にも申し上げましたとおり、関連する部分が多くなっておりますので、部会につきましても、できる限り同じ日に開催できるように日程を調整しながら、一体的に検討して参りたいと考えております。

○遠山会長

ありがとうございました。

2つの部会の設置につきまして説明がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは先へ進めます。

次は7番部会の委員の指名についてですが、事務局は資料を委員の皆様にご配付ください。

○大内少子化・子育て支援担当課長

今お配りしました資料3-1について一部訂正がございます。

一番上の保育所保護者の欄が空欄になってございます。大変申し訳ございません。菊池伸哉様のお名前を入れておりませんでしたので、これは別途、菊池様のお名前を入れたものを後でお送りいたします。このグレーの部分には紫波町立古館保育所父母の会の会長の菊池伸哉様のお名前が入ります。よろしくお願いたします。

○遠山会長

それでは菊池さんのお名前が後で入るということで、お読みいただきたいと思います。

それでは、先ほどの部会設置のところでもご説明がありましたが、子ども・子育て会議条例の第5条第2項の規定により「部会は、会長の指名する委員をもって組織する。」とされておりますので、各部会の委員を私から指名したいと思います。

今お配りしました3-1の資料に丸がついているものになります。それぞれの部会7名ずつということですが、2つの「子どもの貧困対策推進計画部会」と「ひとり親家庭等自立促進計画部会」それぞれ同じ方をお願いしております。これは、先ほども「いわて子どもの生活実態調査」というのがございましたけれども、その中でも色々と両者関係している、先ほども少しご説明がありましたが、いずれ両部会ともかなり連絡を

密にとりながらやらなければいけないということですので、同じ委員で構成していただくということで、お忙しいところ大変恐縮ですけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。そういうことで私の方から指名させていただきました。

何かご意見はございますか。

○阿部委員

岩手県国公立幼稚園・こども園協議会はこれまで事務局長の八島先生が参加しておりましたけれども、こちらの名簿は阿部幸子でよろしいでしょうか。

○大内少子化・子育て支援担当課長

申し訳ございません。ここも訂正いたします。

○遠山会長

ご指摘ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点等ございますでしょうか。

それではこれで次第の大きな議題のところの7つは終わりました。

次に、第2回子ども・子育て会議及び各部会の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

○大内少子化・子育て支援担当課長

では、資料4を御覧ください。

資料4は、本日策定方針等について御意見をお伺いしました「いわて子どもプラン」、「岩手県子ども子育て支援事業支援計画」、「いわての子どもの貧困対策推進計画」、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定の工程表でございます。

さきに御説明しましたとおり、いわて子どもプランにつきましては、子ども・子育て会議において議論をいただくものでございますが、それ以外の3つの計画につきましては、それぞれ部会を設置いたしまして、各部会において議論をいただくものでございます。

まず、一番左の「いわてこどもプラン」についてでございますが、表の上の方の令和元年7月のところでございますが、本日第1回の会議を開催したところでございまして、プランの策定方針に対するご意見等を頂戴したところでございます。

今回は8月21日を予定してございまして、ここでプランの素案をお示しし、それについてご議論をいただきたくたいと考えております。その後、9月12日に第3回の会議を開催し、ここで素案に対するご意見等を反映しましたプランの中間案をお示しいたします。

ここでプランの中間案について御意見等を頂戴し、12月頃に中間案にそのご意見等

を反映したものでパブリックコメントを実施する予定としております。

日程が一部前後しますが、11月30日に子ども・子育て会議の委員の改選がございますが、パブリックコメントの実施後の来年の1月に、改選後の委員の方にご参集いただき、第4回の会議を開催し、最終案に対するご意見を頂戴したいと考えております。

その後、いわて子どもプランはその策定にあたりまして議会の議決が必要となりますので、議会の議決をいただけた場合は、4月から新たなプランが施行となるものでございます。

一番右の列には前回の子どもプランの改正スケジュールを掲載しておりますが、今回のこどもプランの策定にあたっては、今、御説明しましたとおり、議会の議決が必要となりますので、前回のスケジュールと比べて、概ね1カ月程度スケジュールが前倒しとなっているものでございます。

次に、表の上にもどっていただきまして、こどもプラン以外の3つの計画、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、いわての子どもの貧困対策推進計画、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画についてでございますが、これらにつきましては、同様のスケジュールとなりますのでまとめて御説明いたします。

表の上の方の令和元年7月のところでございますが、本日、各計画の策定方針に対するご意見等を頂戴したところでございます。また、子どもの貧困対策推進計画部会及びひとり親家庭等自立促進計画部会を新たに設置いただいたところでございます。

8月から9月にかけて、各計画部会をそれぞれ2回開催する予定としているところでございまして、各計画の素案、中間案等について御意見を頂戴し、12月にパブリックコメントを実施する予定としております。

来年1月に改選後の委員により、第3回の計画部会を開催し、最終案に対するご意見を頂戴したのち、4月から新計画が施行となるものでございます。

なお、委員の任期の都合上、最終案のご審議は新たな委員にて行うということになります。11月30日の委員の改選後にパブリックコメントを実施することとしているところでございますが、改選後の委員の皆様にはこのパブリックコメントで提示するプランや各計画の案をお送りをしまして、事前に意見をお伺いするなど、来年1月に開催予定の会議において、円滑に審議がおこなわれるように対応してまいりたいと考えてございます。

○遠山会長

ありがとうございました。

今後の当会及び部会の各全体像をご説明いただきました。

何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、次第の4番その他となっておりますので、その他、委員の皆様からこの際ご発言がございましたらどうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から今日の協議について、一言、コメントをお願いしたいと思います。

○野原部長

遠山会長には円滑な進行ありがとうございました。

今日は、制度の説明でありますとか今後のスケジュールの説明でございましたので、事務局の説明も少し抽象的な説明となってしまいました。今後設置いたします部会の方では具体的な論点でありますとかデータをお示しをしまして、皆様方から建設的な議論をいただきながら計画策定を進めていきたいと考えております。

また、本日2つの部会の設置を認めていただきました。委員にご就任いただきます7名の方々につきましては、今スケジュールをお示ししましたとおり、今年度計画策定ということで、多数会議を開催させていただきます。ご多忙の中大変恐縮ではございますが、ご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、佐藤委員の方からお話がございましたけれども、児童虐待対策、児童福祉法の改正がございました。国会の方でも様々な議論がされたものと理解しております。多くの付帯決議も出ております。県にとっては、児童相談所の体制強化、これは昔からの課題ではあったと思うのですが、いわゆる介入と支援の機能のバランスの取れた体制強化、あとは児童相談所職員は増えてきていますが、若手職員が中心です。どうしても、専門性、キャリア、経験が求められる職種・部署でございますので、人材育成をきちっとしていかななくてはならないというふうに考えております。

また、市町村、要対協との連携、警察や医療機関、教育機関とのきちっとした連携、こうしたものが求められていると理解しておりますので、児童虐待防止のアクションプランにつきましては、来年度改定ですけれども、子どもプランの中にもこの児童虐待のこともございますので、今年度きちっとこういう議論いただいて、来年度のアクションプランの改定にきちっと繋げてまいりたいと考えております。

また、本日ご説明いたしました計画の中でも、「いわての子どもの貧困対策推進計画」、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」がございました。昨年、県で実施いたしました「子どもの生活実態調査」は来週から有識者の方々に具体的な分析をいただいて、まとめて、それをプランに反映させていくという作業をしてまいりたいと思っておりますけれども、この現時点の素集計の段階で、やはりひとり親家庭の方々、特に母子家庭の方々への経済的な支援でありますとか、生活支援、こういったニーズが非常に高いということ。また、父子家庭の方々にとっても様々な課題があるということも見えてまいりました。きちっと調査をいたしましたので、このデータに基づいて、分析に基づいた岩手県の課題に基づいた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ委員の皆様方からご意見を様々頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願

いたします。

これからも会議を開催させていただきますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○遠山会長

ありがとうございました。

それでは議事をこれで閉じます。

委員の皆様にはご協力いただきましてありがとうございました。

○大内少子化・子育て支援担当課長

遠山会長様、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上で、令和元年度第1回岩手県子ども・子育て会議を終了いたします。

なお、本日お配りいたしました資料につきましては、いわて子どもプランの冊子も含めまして、お手荷物でございますが、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

また、先ほどご説明いたしましたが、次回、第2回子ども・子育て会議は、来月21日に開催予定としております。本日、開催のご案内をお配りしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。